

各指定介護サービス事業所等運営法人代表者 } 様
各介護保険施設運営法人代表者 }

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

介護職員処遇改善支援補助事業の実施について

平素より、本県の高齢者福祉施策に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、県では、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、介護職員の収入を3%程度（月額9,000円）引き上げることを目的として、下記のとおり補助事業を実施する予定です。対象となる事業所等におかれましては、介護職員の賃金改善に取り組んでいただきようお願いします。

なお、下記の内容は、現時点における厚生労働省からの情報に基づくものであり、今後、変更等があり得ることにご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 補助事業の概要

(1) 対象期間 令和4年2月～9月の賃金引上げ分

(2) 対象事業所等

- ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定する介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス）を含む。）

※訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導及び介護予防福祉用具貸与並びに居宅介護支援及び介護予防支援は対象外です。

(3) 補助金額

- ・介護サービス別に設定された交付率（別紙一覧表のとおり）を介護報酬の総報酬に乗じて得た額を交付します。
- ・各職員に一律9,000円を交付するものではありません。

$$\text{補助金額} = \text{一月当たりの介護報酬総単位数} \times \text{1単位の単価} \times \text{サービス別交付率}$$

(4) 賃金改善の対象となる職員

- ・介護職員（事業者の判断により、介護職員以外のその他の職員の処遇改善のために当補助金を充てることができます。）

(5) 賃金改善の要件

- ・原則として、令和4年2月から賃金改善を実施すること。（就業規則等の改正が間に合わない場合は、令和4年3月分とまとめて2月分の賃金改善を行うこともできます。）
- ・令和4年2月～9月分の補助金の合計額を上回る介護職員等の賃金改善を実施すること。（月ごとの賃金改善額がその月の補助金額を上回る必要はありません。）
- ・賃金改善の合計額の3分の2以上をベースアップ等の引き上げに充てること。

2 大まかなスケジュール

①賃金改善開始の報告（事業者→県）

賃金改善を開始したことを令和4年2月28日（又は3月31日）までに報告いただきます。

②介護職員処遇改善事業計画書の提出（事業者→県）

賃金改善の見込額等の計画書を4月15日までに提出していただきます。

③補助金の支払い・受領（県→事業者）

令和4年2月分から4月分までの3か月分の補助金を6月に支払います。

以後、9月分（11月支払い）まで、毎月支払います。

④実績報告書の提出（事業者→県）

賃金改善の結果等の報告書を令和5年1月末までに提出していただきます。

3 賃金改善開始の報告（上記2の①）について

補助金を申請する場合は、次により、賃金改善を開始したことを県に報告願います。

- ・提出様式 別紙のとおり
- ・提出期限 令和4年2月28日（月）
※令和4年3月分とまとめて2月分の賃金改善分の支給を行う場合は、令和3年3月31日（木）までに提出願います。
- ・提出方法 次のホームページ上の専用フォームから提出願います。
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/197731.html>
- ・その他 報告は、法人単位にてお願いします。

4 問合せ先等

本補助金を活用した処遇改善の実施については、厚生労働省にコールセンターが設けられておりますので、ご不明な場合にご活用ください。

○厚生労働省老健局介護職員処遇改善支援補助金コールセンター
電話番号:03-6812-7835（受付時間:平日 9:30 - 17:30）

5 参考資料

- ・「介護職員処遇改善支援補助金」のご案内（厚生労働省老健局老人保健課）
- ・介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A（令和4年1月31日）（同）

| | | | |
|---------------------|--------------|----|----------|
| 岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係 | | | |
| 係長 | 堀部 | 担当 | 大野・福田・堀井 |
| T E L | 058-272-8298 | | |
| F A X | 058-278-2639 | | |

(別紙)

サービス別交付率一覧表 (案)

| サービス区分 | 交付率 |
|---------------------------------|------|
| 訪問介護 | 2.1% |
| 夜間対応型訪問介護 | 2.1% |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 2.1% |
| (介護予防) 訪問入浴介護 | 1.0% |
| 通所介護 | 1.0% |
| 地域密着型通所介護 | 1.0% |
| (介護予防) 通所リハビリテーション | 0.9% |
| (介護予防) 特定施設入居者生活介護 | 1.4% |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 1.4% |
| (介護予防) 認知症対応型通所介護 | 2.1% |
| (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 | 1.6% |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 1.6% |
| (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 | 2.0% |
| 介護福祉施設サービス | 1.4% |
| 地域密着型介護老人福祉施設 | 1.4% |
| (介護予防) 短期入所生活介護 | 1.4% |
| 介護保健施設サービス | 0.8% |
| (介護予防) 短期入所療養介護 (老健) | 0.8% |
| 介護療養施設サービス | 0.5% |
| (介護予防) 短期入所療養介護 (病院等 (老健以外)) | 0.5% |
| 介護医療院サービス | 0.5% |
| (介護予防) 短期入所療養介護 (医療院) | 0.5% |

(注) 介護予防・日常生活支援総合事業 (指定サービス) を実施する事業所は、通所型は通所介護と、訪問型は訪問介護と同じとする。

※厚生労働省老健局「令和4年度 (令和3年度からの繰越分) 介護職員処遇改善支援事業 (令和3年度補正予算分) 実施要綱」(案) より抜粋